

弁護団通信 第2号

東京都台東区東上野3-28-4 スカイハイツ504号
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

福島原発被害弁護団
通信責任者
弁護団事務局長 弁護士 笹山 尚人

- | | |
|-----|--|
| 1,2 | 12月3日
第1陣第1次集団提訴のご報告 |
| 2 | 本裁判における居住用不動産の
損害額の考え方について
※別紙「特別報告」をご覧ください
弁護団からのお願い |

12月3日 第1陣第1次集団提訴のご報告

福島原発避難者訴訟

去る12月3日、18世帯40人の避難者が、福島地方裁判所いわき支部に、東京電力株式会社を被告として損害賠償を求める集団訴訟を提起しました。
—避難者が集団訴訟を起こしたのは今回が全国で初めてです。

12月3日当日は、午後12時45分に広田法律事務所隣の飯野八幡宮社務所に集合し、そこから原告団・弁護団と一緒に裁判所まで向かいました。

午後1時15分より、裁判所3階の事件受付係にて訴状の提出手続（提訴）が行われました。事件番号は福島地裁いわき支部平成24年（ワ）第213号で、裁判の名前は「福島原発避難者訴訟」です。



記者会見での訴え

東電が決めた賠償額では生活の再建ができない
—事故を再び起こさせないためにも加害者の責任追及が必要

その後、一行はいわき市役所に移動し、記者会見が行われました。

記者会見では、原告団長の早川篤雄（とくお）さんが、「加害者である東電が決めた損害賠償の額では生活の再建ができない。このままでは避難者は棄民になってしまおう。」と訴えました。

また、全国公害弁護団連絡会議代表で弁護団の一員でもある豊田誠弁護士は、「事故を再び起こさせないためにも加害者の責任追及が必要だ。」と訴えました。



報告会・懇談会にて

「原発被害の完全賠償なくして脱原発はない」

—第2陣、3陣と大きな流れをつくり、被害者救済、完全賠償を勝ち取る

その後、いわき市文化センターに場所を移し、原告団と弁護団の懇談会が行われました。ここでは、今後の裁判の展開や運動の方針などをめぐって忌憚のない意見交換がなされ、今後に向けた原告団と弁護団の意思統一が図られました。

午後6時から、大勢の支援者も交えて、集団訴訟提訴の報告会が行われました。

なお、今回の提訴に当たっては、脱原発弁護団の河合弘之弁護士から、「原発被害の完全賠償なくして脱原発はない」との連帯及び激励のメッセージをいただきました。

今回の提訴は、あくまで第1陣訴訟の第1次提訴にすぎません。今後近いうちに第2次、第3次提訴、また第2陣3陣提訴と続け、被害者救済と完全賠償を勝ち取るための大きな流れを作っていかなければなりません。

なお、第2次3次訴訟は、今回の第1次訴訟に続けて提訴し、今回の第1次訴訟と併合して一緒に裁判手続を行っていくことを予定しています。それに対して、第2陣、3陣訴訟というのは、今回の訴訟とは併合せずに、別の手続で行っていくことを予定しています。

本裁判における居住用不動産の損害額の考え方について

避難者訴訟における居住用不動産の損害額についての弁護団の考え方について、特別報告を作成しました。

別紙「弁護団通信 特別報告」をご覧ください。

弁護団からのお願い

引越しをされたり、連絡先に変更がある場合は、弁護団まで変更した内容をご一報ください。

弁護団通信 特別報告 2012年12月25日発行

東京都中央区東上野3-20-4 スカイハイツ504号
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

避難者被害弁護団
代表者 河合弘之
弁護士 田山 尚人

この特別報告は、避難者訴訟に関する
裁判手続等と関係が深い内容について、
目録の考え方を掲載いたします。

本裁判における居住用不動産の損害額の考え方について

1 本裁判における居住用不動産の損害の各被害者の請求額について

(1) 居住用土地についての請求額
居住用土地の所有者に対しては、2238万8000円を請求賠償額とします。
ただし、個別の事情により、この金額を大きく超える部分については、本裁判にて賠償を求めていくことができません。

(2) 居住用建物についての請求額
居住用建物の所有者に対しては、2238万円を請求賠償額とします。
ただし、土地の所有が同様、個別の事情により、この金額を大きく超える部分については、本裁判にて賠償を求めていくことができません。

なお、世帯ごと居住用不動産以外の不動産については、個別に
鑑定方法を検討中ですが、前記の2つの請求賠償額を先行して決定します。

2 居住用不動産の損害額についての基本となる考え方

家、土地、車などその所有物が他人に使用できなくなってしまう場合、損害賠償金額を算定するうえで、これまでの多くの裁判実務上、一般的にその物を買った時の価格ではなく、被害を受けた当時の価格(交換価値)が基準とされてきました。したがって、古いものについては、当然、賠償額は少なくなりますが、今回の場合では、先般の判決に基づき(例えば、今回の場合では、先般の判決に基づき)一律的に価格に換算して算定してまいります。なお、東京地方控訴審判決(今年7月に発せられた判決)に基づいては、賠償額が、この考え方に基づいて算定されています。しかし、本件控訴審判決は、原則として、賠償額を算定する際に、被害者の年齢、性別、職業等により、被害者の住所地の状況としての機能を現存に至るまで全面的に喪失させた。すなわち、被害者の方々は、土地(建物)以外の個々の不動産についての交換価値を喪失したのではなく、生活の基盤そのものを喪失したといえます。

また、本件控訴審判決は、被害者の方々に対し、何らの肉体的余存を与えずに賠償を命じたことに対し、被害者の方々は、全国各地へやむを得ず避難をせざるを得ない状況に陥り、生活の基盤を失った。そして、(特定)の被害者の方々は、移動先を選定する余地がなく、その場所での生活再建のための基盤を構築せざるを得なくなりました。このように、裁判の生活基盤を失った。全国各地の避難先での生活基盤を構築せざるを得なくした。本件控訴審判決による居住用不動産の損害額は、別に算出した不動産の交換価値の賠償額ではなく、被害者の方々が避難先での生活基盤の再構築に必要となる費用(前掲)でこの金額を再算定(賠償)を命じています。上記の請求額もこのように考え方に基づいています。

弁護団通信 特別報告

東京都台東区東上野3-28-4 スカイハイツ504号
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

福島原発被害弁護団
通信責任者
弁護団事務局長 弁護士 笹山 尚人

この特別報告では、避難者訴訟における
居住用不動産の損害額についての
弁護団の考え方をお知らせします。

『 本裁判における居住用不動産の損害額の考え方について

1 本裁判における居住用不動産の損害の各被害者の請求額について

(1) 居住用土地についての請求額

居住用土地の所有者に対しては、1368万8000円を標準賠償価額とします。

ただし、個別の事情により、この価額を大きく超える部分については、実情に応じて増額を求めていくこととなります。

(2) 居住用建物についての請求額

居住用建物の所有者に対しては、2238万円を標準賠償価額とします。

ただし、土地の場合と同様、個別の事情により、この価額を大きく超える部分については、実情に応じて増額を求めていくこととなります。

なお、田畑など居住用不動産以外の不動産については、現在、算定方法を検討中であり、後日、この分の損害賠償請求も行う予定です。

2 居住用不動産の損害額についての基本となる考え方

家、土地、車などその所有物が他人に使用できなくされてしまった場合、損害賠償金額を算定するうえでは、これまでの多くの裁判実務上、一般的にその物を買った時の価格ではなく、侵害を受けた当時の価値(交換価値)が基準とされてきました。したがって、古いものについては、当然、賠償額は少なくなります(例えば、今回の場合では、先代から受け継いだ住居はたとえリフォームしていたとしても古いことになり、一般的に価値は低いものとなってしまいます)。なお、東京電力から今年7月に発表された居住用不動産についての賠償基準もこの考えに基づいています。しかし、本件原発事故は、放射能による被ばくや長期の強制的、集団的避難等により、被害者の住居の生活の基盤としての機能を現在に至るまで全面的に喪失させました。すなわち、被害者の方々は、「土地」「建物」という個々の不動産についての交換価値を喪失したのではなく、**生活の基盤そのものを喪失した**といえます。

また、本件原発事故は、被害者の方々に対し、何らの時間的余裕を与えずに避難を余儀なくさせました。被害者は、それぞれの縁やつてを頼りに、着の身着のまま、全国各地へやむなく避難されました。そして、ほぼ全ての被害者にとって、移転先を選択する余地などなく、その場所での生活再建のための基盤を構築せざるをえなくなりました。このように、従前の生活基盤を失わせ、全国各地の避難先での生活基盤を構築せざるをえなくさせられた本件原発事故の被害実態を考慮すれば、本件原発事故による居住用不動産の損害は、単に喪失した不動産の交換価値の賠償ではなく、被害者がそれぞれの移転先において生活基盤を回復できるだけの賠償、すなわち、**全国各地の当該移転地での生活基盤の再取得価額の賠償がなされなければならないこととなります**(弁護団ではこの価格を「再出発価格」と呼んでいます)。上記の請求額もこのような考え方に基づいています。

3 土地・建物それぞれの賠償額の根拠

(1) 土地について

上記の考え方とおおり、全国のいかなる場所に避難した場合でも、その場所での生活基盤の回復が必要であり、本来ではその場所における、一般的な広さの居住用土地を購入できるだけの賠償(再出発価格)がなされるべきと考えます。もっとも、土地の地価については地域差があるため、**少なくとも全国平均としての賠償価格の賠償がなされるべき**であると考えます。

そこで、住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」における、土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均額(「土地付注文住宅融資利用者の主要指標」「土地取得費 平成23年度」)である、金13,688,000円を標準の賠償価格としました。

もっとも、従前に有していた土地の広さや地価など、個別の事情により調整すべき要素もあることから、上記賠償価格を出発点として、全国平均の価額を大きく超える部分については、適正な賠償額の増額を求めていくこととなります。

(2) 建物について

土地と同様、全国平均としての賠償価格の賠償がなされるべきと考えます。そこで、土地と同様にフラット35の統計データに基づく住宅建設費の全国平均値である金22,380,000円を標準の賠償価格としました。もっとも、個別の事情により、この標準賠償価額を超える部分がある場合には、賠償価額を出発点として賠償額の増額を求めていくことは、土地の場合と同様です。

なお、これらの損害算定基準については、全国の他の弁護士(東日本大震災による原発事故被災者支援弁護士、福島原発被害者支援かながわ弁護士、原発被害救済千葉県弁護士、福島原発被害首都圏弁護士、「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護士、福島原発被害救済新潟県弁護士)も統一して採用しております。

4 この請求額の妥当性

帰宅困難区域である双葉郡大熊町に存在する物件について損害算定の一例をあげてみました。

【モデル事例】	東電基準		弁護士基準	
	算定式	賠償額	算定式	賠償額
(宅地) 地積 (㎡) 358 固定資産評価額 ¥3,256,900	$\times 1.43$ 避難指示期間割合 72	¥4,657,367 ¥4,657,367	弁護士標準賠償額 住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」における、土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均額(19頁「土地付注文住宅融資利用者の主要指標」土地取得費「平成23年度」である、金13,680,000円)	¥13,680,000
(建物) 固定資産評価額 ¥1,246,690 床面積 103.3 建築年 昭和51年(築34年) 建物係数 6.69 建築単価 ¥74,600	(ア方式) 固定資産評価額×建物係数 避難指示期間割合 72 (イ方式) 床面積×建築単価 避難指示期間割合 72	¥8,340,356 ¥8,340,356 ¥7,706,180 ¥7,706,180	弁護士標準賠償額 住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」における、土地付き注文住宅利用者の建設費の全国平均額(19頁「土地付注文住宅融資利用者の主要指標」建設費「平成23年度」)である、金22,380,000円	¥22,380,000
合計額	ア方式	¥12,997,723	¥36,060,000	
	イ方式	¥12,363,547		

(福島原発被害者支援かながわ弁護士会HPより抜粋)

このように、上記のような一般的な物件については、東電方式のいずれの方式に基づいても弁護士基準には及ばず、居住用不動産については、圧倒的大部分の場合において、東電基準が弁護士基準を上回ることはないものと考えられます。

ただし、個別の事情により、この価額を大きく超える部分については、実情に応じて増額を求めていくことになることは、既に述べた通りです。

5 なぜ、原則統一請求なのか

たしかに、被害者の方々が所有されていた居宅は、それぞれ性質を異にしており、本来であれば一つ一つの物件についてその価格を算定していくことになるはずですが。また、前に述べましたとおり、物件に関する損害賠償金額を算定する場合、裁判実務上、一般的にその物を買った時の価格ではなく、侵害を受けた当時の価値（交換価値）が基準とされてきました。

しかし、今回の裁判では、事故当時の交換価値の請求ではなく、被害者がそれぞれ再出発に必要な金額を請求するという従来の賠償基準とは異なる基準で請求を立てています。上記の理由からこの基準は妥当なものと考えますが、前例もないことから、当方の基準で裁判所を説得し、勇気をもってこの基準での判決を書かせることは必ずしも容易なものとはいえません。

6 弁護士からのお願い

居住用不動産はもちろん、田畑などの他の不動産についても、遺産分割協議に基づく相続登記がなされていないため、その登記名義人が先代のままになっている方が多くおられます。不動産については、損害賠償請求をする前提として、その不動産が請求されている方の所有であることの証明は必須であり、そのためには、不動産登記簿上、その請求人の所有とされていなければなりません。

当方の賠償基準を裁判所に採用させ、判決を書かせるためには、圧倒的な世論の後押しが不可欠となります。そして、世論の理解、後押しを得るためには、なにより被害者の方々が団結して世論に訴えていく必要があります。そして、被害者たちが団結していくためには、それぞれバラバラに請求していくのではなく、世論にも受け入れられやすい形での統一要求を行っていく必要があります。

また、この裁判は、被害の早期救済を目的としています。今後、原告が増えていくことが予定されている本件裁判において、被害者それぞれが別個の請求を立てていくことになれば、争点が膨大になり、訴訟期間が著しくのびてしまう恐れがあります。

これらの理由から、原則として上記の基準での統一請求にすることにしました。

したがって、まだ相続登記がお済みでない方は、相続登記の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

なお、上記の損害算定についてご不明な点がある場合には、担当の弁護士にご連絡をお願いします。